

参 考

1 具体的な財政健全化の取組等（H16～H18）

（1）財政健全化に向けた「具体化方策」の策定（H16～H18）

ア 基本方針（財政健全化に向けての取組方向）（平成15年10月決定時）

- 平成15年8月時点で、一定条件で中期財政収支見通し（H16～21）を行った結果、今後の財源不足額は、概ね500～700億円に達する見込みとなりました。
- このため、平成15年10月27日に県として、「事務事業の見直し及び行財政改革に係る基本方針」を決定しました。

基本方針（財政健全化に向けての取組方向）

健全な財政基盤を早期に実現するため、次のとおり、期間、目標を設定して、財政改革に取り組む。

1 目的

- ① 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準備用団体となるおそれ回避する。
- ② 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指す。

2 期間

- ① 平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする。ただし、緊急に取り組む必要があるものは、平成16年度から実施する。
- ② 平成16年度から平成18年度までの3年間を「集中対策期間」と位置づけ、重点的な取組みを実施する。
- ③ 平成19年度以降の対策は、県税収入等の財政環境、三位一体改革の動向等を踏まえて、平成18年度に見直す。

3 目標設定

- ① 約700億円の財源不足の早期解消を目指す。
- ② 集中対策期間で、平成18年度における財源不足額を、収支見通しに対し350億円程度圧縮することに取り組む。
- ③ 平成16年度から平成18年度までの3年間で、プライマリーバランスの黒字化を図る。

4 財政健全化方策

- ① 歳出では、内部事務経費の徹底した節減を行うとともに、人件費、公共事業、一般事業の3分野において、歳出削減を行う。特に、国庫補助事業についても思い切った見直しを行う。
- ② 歳入では、収入未済額の縮減、県有財産の売却、受益者負担の適正化など歳入の確保を図る。
- ③ 施策の選択と集中の更なる徹底により、活力ある「元気な広島県づくり」のための総仕上げである第4期実施計画に必要な財源の確保に努める。

イ 財政健全化に向けた「具体化方策」《平成15年12月策定時》

■ 基本方針（財政健全化に向けての取組方向）を受け、平成15年12月3日に基本方針の「具体化方策」を決定しました。

この具体化方策に基づき、平成16年度から平成18年度までの集中対策期間に、財源不足額を350億円圧縮することを目指し、財政健全化に取り組むこととしました。

(単位:億円)

歳 出 入	区分	H18までの集中対策期間の基本方針	目標効果額 (一般財源)		
			H16	H17	H18
	内部努力		100	130	170
	人件費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ○ H18までに1,500人を上回る削減 <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局等 570人程度 ・教育委員会 970人程度 ・警察本部（警察官を除く） 20人程度 ○ 給与見直し <ul style="list-style-type: none"> ・給与カット3~7% ・退職時特別昇給1号引下げ 等 	83	95	120
	内部管理経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理経費をH15当初に比べ20%削減 ○ 事務経費をH15当初に比べ30%削減 	17	35	50
	施策の見直し		70	130	170
	普通建設事業費等の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業の計画的削減 <ul style="list-style-type: none"> ・補助公共、単独公共（建設）の各々についてH15当初に比べ20%削減 ・単独公共（維持）をH15当初に比べ10%削減 ○ 公共事業以外の投資的経費を計画的にH15当初に比べ20%削減 ○ 事業の平準化、進度調整 	50	90	110
	事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の抑制・削減 <ul style="list-style-type: none"> ・義務的補助金の増額抑制 ・義務的補助金に準ずる補助金をH15当初に比べ5%削減 ・その他補助金をH15当初に比べ30%削減 ○ その他一般事業をH15当初に比べ30%削減 	20	40	60
歳入	歳入の確保	○ 収入未済額の縮減、受益者負担金の適正化、財産売払い収入の確保等	10	10	10
	合計		180	270	350

財源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政健全化債等の発行 ○ 財源調整的基金の活用 	291	242	261
合計		291	242	261
総計		471	512	611

(2) 分権改革推進プログラムと「第二次中期財政運営方針」(H16.11策定時)

- 国の分権改革の進展や市町村合併による基礎自治体の規模・能力の拡大を視野に、これからは国、県、基礎自治体の役割分担や県からの基礎自治体への事務・権限移譲の推進、地方分権時代に対応した県の事務事業や組織の見直し、並びに将来の都道府県再編を見据えた県のあり方などについて検討を行い、平成16年11月に「分権改革推進プログラム」が策定されました。
- 「分権改革推進プログラム」は、「分権改革推進計画」、「第二次行政システム改革推進計画」、「第二次中期財政運営方針」の3計画の総称で、財政改革の基本的な方向性を明らかにした「第二次中期財政運営方針」の概要は、次のとおりです。

第二次中期財政運営方針の概要

① 目的

- ・ 短期的には、予算編成を可能とし、財政再建準備用団体となるおそれ回避する。
- ・ 中期的には、持続可能な財政構造の確立を目指す。
- ・ 長期的には、財政の弾力性の回復を実現する。

② 期間

- ・ 平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする。ただし、緊急に取り組むべきものは、平成16年度から実施する。
- ・ 平成16年度から平成18年度まで3年間を「集中対策期間」と位置づけ、重点的な取組みを実施する。
- ・ 平成19年度以降の対策は、経済情勢、三位一体改革の動向等を踏まえて、平成18年度に見直す。

③ 目標

- ・ 次の2点を財政健全化の基本目標とするが、三位一体改革や今後の経済情勢等の動向を踏まえ、的確に対応する必要があることから、具体的な数値目標は別途設定する。
 - 財源不足の早期解消
 - プライマリーバランスの早期黒字化

④ 財政健全化方策

- ・ 歳出では、人件費の抑制、内部管理経費の削減など内部努力の徹底から、普通建設事業、事務事業などの施策の見直しまで、すべての分野における抜本的な歳出削減を計画的かつ着実に実施する。
 - 内部努力の徹底
 - 人件費の抑制（職員総定数の削減、給与の見直し）
 - 内部管理経費の削減（施設管理経費、事務経費の削減）
 - 施策の見直し
 - 普通建設事業等の削減（公共事業、公共事業以外の投資的経費の計画的削減）
 - 事務事業の見直し（補助金の抑制・削減、その他一般事業の削減）
- ・ 歳入では、県税収入、財産収入など、徹底した歳入確保に努めるとともに、適正な資金確保対策を講じる。
 - 歳入の確保（県税収入の確保、受益者負担の適正化、財産収入の確保等）
 - 資金確保対策等（基金の活用、県債の活用、公債費の平準化等）
- ・ これらの取組みと並行して、施策の選択と集中のさらなる徹底により、活力ある「元気な広島県」の実現につながる施策・事業に必要な財源の確保に努める。

(3) 財政健全化に向けた「具体化方策」の見直し

ア 平成17年度当初予算に向けての見直し (H16.12 見直し時)

- 平成15年12月に策定した「具体化方策」の見直しについては、三位一体改革の具体的な内容が不透明であったことなどから、平成17年度の取組は、昨年度策定の「具体化方策」に加え、内部管理経費の上乗せ削減等を行うこととしました。
- この結果、平成17年度は、財源不足額を300億円圧縮することを目標に歳出削減に取り組むこととしました。

(単位:億円)

区分		H18までの集中対策期間の基本方針	目標効果額(一般財源)		
			H16	H17	H18
歳出	内部努力		100	(130) 147	170
	人件費の抑制	<input type="radio"/> H18までに1,500人を上回る削減 ・知事部局等 570人程度 ・教育委員会 970人程度 ・警察本部(警察官を除く) 20人程度 <input type="radio"/> 給与見直し ・給与カット3~7% ・退職時特別昇給廃止 等	83	(95) 97	120
	内部管理経費の削減	<input type="radio"/> 施設管理経費をH15当初に比べH17までに20%削減 <input type="radio"/> 事務経費をH15当初に比べH17までに30%削減	17	(35) 50	50
	施策の見直し		70	(130) 133	170
	普通建設事業費等の削減	<input type="radio"/> 公共事業の計画的削減 ・補助公共、単独公共(建設)の各々についてH15当初に比べ20%削減 ・単独公共(維持)をH15当初に比べ10%削減 ・直轄負担金をH15当初に比べH17までに5%削減 <input type="radio"/> 公共事業以外の投資的経費を計画的にH15当初に比べ20%削減 <input type="radio"/> 事業の平準化、進度調整	50	(90) 93	110
	事務事業の見直し	<input type="radio"/> 補助金の抑制・削減 ・義務的補助金の増額抑制 ・義務的補助金で満足する補助金をH15当初に比べ5%削減 ・その他補助金をH15当初に比べ30%削減 <input type="radio"/> その他一般事業をH15当初に比べ30%削減	20	40	60
歳入	歳入の確保	<input type="radio"/> 収入未済額の縮減、受益者負担金の適正化、財産売払い 収入の確保等	10	(10) 20	10
合計			180	(270) 300	350
財源対策		<input type="radio"/> 財政健全化債等の発行 <input type="radio"/> 財源調整的基金の活用 等	291	(242) 420	261
合計			291	(242) 420	261
総計			471	(512) 720	611

注) ()内は、H16.12の見直し前の数値である。

イ 平成18年度当初予算に向けての見直し（H17.12 見直し時）

- 平成16年10月時点で財政収支を試算した結果、平成18年度は、福祉医療関係費等の義務的経費の増加により、財政健全化債等で可能な限りの財源対策（450億円）を行ったとしても、なお25億円の財源不足が生じ、予算編成が困難な状況となりました。
- このため、平成18年度当初予算では、現行の「具体化方策」に加え、財源対策による対応を基本に、昨年度と同様に実施可能な内部管理経費の上乗せ削減等の追加対策を行うこととしました。

(単位:億円)

区 分	H 18 の 追 加 対 策 等	H18目標効果額（一般財源）		
		追 加		合 計
		17 年度分	18 年度分	
歳 出	内 部 努 力		2	15 187
	人 件 費 の 抑 制	○ 給与見直し ・給料月額引き下げ等 給料月額：平均0.3%引き下げ等	2 3	125
	内 部 管 理 経 費 の 削 減	○ 施設管理経費をH15当初に比べH18までに 25%削減 ○ 事務経費をH15当初に比べH18までに 40%削減		12 62
	施 策 の 見 直 し		3 3	176
	普 通 建 設 事 業 費 等 の 削 減	○ 公共事業の計画的削減 ・直轄負担金をH15当初に比べH18までに 10%削減	3 3	116
	事 务 事 業 の 見 直 し			60
歳 入	歳 入 の 確 保	○ さらなる歳入の確保	10 10	30
	合 计		15 28	393

財 源 対 策	○ 財政健全化債等の発行		76	337
	○ 財源調整的基金の活用			
	○ 市町振興基金等の活用		110	110
	○ 公債費の平準化（20年償還→30年償還）等			
合 计			186	447

総 計		15	214	840
-----	--	----	-----	-----

(4) 財政健全化に向けた「具体化方策」の取組実績 (H16～H18)

■ 平成18年度当初予算では、平成17年12月に見直した財政健全化に向けた「具体化方策」に基づき着実に歳出削減等に取り組み、財源不足額を平成18年度の目標どおり393億円圧縮しました。

[財源不足と財政健全化の目標]

(単位：億円)

区分	18年度
健全化対策前の財源不足額 (H17.8推計)	△840
財政健全化の目標額 (財源不足額の圧縮)	393
財源補てん (行政改革推進債の発行) ※17年度までは財政健全化債 (財源調整的基金の取崩し) (新たな財源対策)	447 (120) (207) (120)

[平成18年度当初予算までの取組状況]

(単位：億円)

区分	平成18年度当初予算までの取組内容	H18 効果額 (一般財源)
1 内部努力の徹底		186
(1) 人件費の抑制	<p>① 職員数の削減 <u>効果額50億円</u></p> <p>■職員数の削減実績 (H16～H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事部局等 △579人 ～ 削減率 △7.7% (15年度職員数 7,568人) ・ 教育委員会 △975人 ～ 削減率 △4.4% (15年度職員数 22,244人) ・ 警察本部 (警察官を除く) △34人 ～ 削減率 △6.0% (15年度職員数 568人) <p>② 給与の見直し</p> <p>■給与・報酬等カット (H16) <u>効果額51億円</u></p> <p>※ただし、昇給延伸復元 △37億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職等給料及び議員報酬カット (知事・議長15%、副議長・議員・副知事・出納長12.5%、教育長・代表監査委員・指定職10%) ・ 一般職給料カット (部長・総室長級7%、室長級5%、その他の職員3%) ・ 管理職手当カット <p>■給料月額引下げ (H15改定) <u>効果額52億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額：平均1.1%引下げ ・ 期末手当支給月数：0.25月削減 <p>■給料月額引下げ等 (H17改定) <u>効果額3億円</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額：平均0.3%引下げ等 <p>■退職時特別昇給廃止 (H16～H17) <u>効果額5億円</u></p>	124

(単位：億円)

区分	平成18年度当初予算までの取組内容	H18 効果額 (一般財源)
(2) 内部管理経費の削減	<p>① 施設管理経費の削減 (H15 比△25%) <u>効果額38億円</u></p> <p>■光熱水費、通信費等の節減、清掃管理委託、設備保守委託内容の見直し、利用率の向上など</p> <p>■公の施設は、指定管理者制度の導入に向け、管理運営方法の見直し、管理委託費の縮減</p> <p>② 事務経費の削減 (H15 比△40%) <u>効果額24億円</u></p> <p>■最小のコストで最大の行政サービスを提供するため、事務経費の一層の節減、事務手続きの簡素効率化、業務執行方法の改善、旅費制度の見直しなど</p>	62
2 施策の見直し		177
(1) 普通建設事業費等の削減	<p>① 公共事業の計画的削減 <u>効果額65億円</u></p> <p>■選択と集中による投資の重点化、県債発行の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助公共：一般財源ベースで15年度に比べ △20% ・単独公共（建設）：“ △20% ・単独公共（維持）：“ △10% ・直轄事業負担金：“ △10% <p>■「広島県公共事業コスト縮減プログラム」に基づき、さらなるコスト縮減の取組み</p> <p>② 公共事業以外の投資的経費の計画的削減、事業の平準化 <u>効果額57億円</u></p> <p>■公共事業と同様に、投資の重点化、県債発行の抑制等を行うとともに、事業費の平準化・進度調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校施設整備、社会福祉施設整備費等の抑制 ・県庁舎整備推進事業の進度調整 	122
(2) 事務事業の見直し	<p>① 補助金の抑制・削減 <u>効果額 5億円</u></p> <p>■義務的補助金に準ずる大規模補助金の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学振興補助金、老人医療費（県制度）、小規模事業経営支援事業費補助金等 <p>② その他補助、一般事業の削減 <u>効果額50億円</u></p> <p>(H15 比△30%)</p> <p>■社会経済情勢の変化等を踏まえ、行政と民間、国・県・市町の役割分担、費用対効果、緊急性等を勘案し、すべての事業についてゼロベースから見直し</p>	55
3 歳入の確保	<p>① 県税等の収入未済額の縮減 <u>効果額 7億円</u></p> <p>② 使用料・手数料の見直し <u>効果額 1億円</u></p> <p>③ 財産売払収入の確保 <u>効果額 14億円</u></p> <p>④ 貸付金の回収 <u>効果額 8億円</u></p>	30
合 計		393

(5) 集中対策期間中(H16~H18)の三位一体改革等の影響

ア 平成16年度の三位一体改革の影響

- 平成16年度当初予算編成の大詰めの段階で、十分な税財源の移譲が行われないまま、地方交付税、臨時財政対策債が大幅に削減され、国庫支出金の一般財源化など歳入の減収に対して、歳入増加（県税、地方譲与税、県債等）を勘案したとしても、新たに160億円の財源不足が発生し、財源不足額はさらに拡大し、財政悪化に拍車がかかることとなりました。

<H15財政収支見通しとの比較>

項目		H16の影響額
減少分	◆ 地方交付税 (地方財政計画△6.5%) ～ 人件費の抑制、投資的経費の抑制、公立保育所運営費、義務教育費（共済費）等の減など	△206億円 (△240億円※)
	◆ 県債 ～ 臨時財政対策債の減 (地方財政計画△28.6%)	△170億円
	◆ 国庫支出金 ～ 義務教育費（退職手当）等の一般財源化	△52億円
増加分	◆ 県税、地方消費税清算金の増加（税交付金増分を除く） ～ 県税86+消費税清算金4-税交付金増6	+ 84億円
	◆ 地方譲与税、地方特例交付金 ～ 地方譲与税 +52：義務教育費（共済費） 地方特例交付金+33：“（退職手当は増、共済費は減）等	+ 85億円
	◆ 県債～ 地域再生事業債80、減税補てん債等の増加	+ 84億円
	◆ 歳出減額による実質増加～ 公立保育所運営費の県負担分の減	+ 15億円
差引	H16地方財政計画による実質的な影響	△160億円

※ H15当初予算比較の数値。「財政収支見通し」では、地方交付税をH15当初に比べ△34億円と見込
⇒ 地方交付税と臨時財政対策債のH15当初予算比較は、△410億円

イ 平成18年度までの3年間の三位一体改革等の影響

- 三位一体改革（国庫負担金の廃止・縮減、国から地方への財源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革する取組（H15～18））に伴う地方交付税改革によって、地方の歳出全般にわたる徹底した見直しなど地方交付税総額の大幅な抑制が行われ、その結果、平成16年度から平成18年度までの3年間、全国ベースで、約5.1兆円の地方交付税等の削減が行われています。
- このため、地方税が477億円増えたにもかかわらず、一般財源総額は、342億円減少しました。
- 一般財源総額が342億円減少した結果、3年間の「具体化方策」の歳出削減等の効果の393億円をほとんど打消し、実質効果は、わずか51億円にとどまることとなりました。

[一般財源総額(当初予算時の見込み)]

(単位:億円)

区分	15年度 (決算)	18年度 (当初予算)	差引
地方税	2,810	3,287	477
地方交付税	2,336	1,805	△531
臨時財政対策債	595	292	△303
減収補てん特例交付金	28	21	△ 7
減税補てん債	65	39	△ 26
地方譲与税 (三位一体改革に伴う所得譲与税除外)	40	43	3
法人事業税精算予定額に対する基金取崩額	—	45	45
合計	5,874	5,532	△342

注1) 「一般財源総額」とは、平成18年度地方財政計画上定義されたものである。三位一体改革に伴う税源移譲分として措置された所得譲与税を含まないなど、県予算上の「一般財源」とは異なる。

注2) 地方税=県税+地方消費税清算金収入-地方消費税清算金支出

[全国ベース]

(単位:億円)

区分	15年度	18年度	差引
地方財政計画総額	862,107	831,508	△ 30,599
区分	15年度	18年度	差引
地方交付税総額	180,693	159,073	△ 21,620
臨時財政対策債	58,696	29,072	△ 29,624
合計	239,389	188,145	△ 51,244

2 平成19年度からの具体的な取組

財政健全化に向けた「新たな具体化方策」《平成18年12月策定時》

- 平成19年度から平成21年度までの間に、390億円程度の財源不足の圧縮を行う。
- この間、施策の選択と集中の更なる徹底により、「元気挑戦プラン」の実施計画に必要な財源を確保する。
- なお、国の「歳出・歳入一体改革」等の影響がある場合には、内容を見直す。

(単位：億円)

区分		H19～21の基本方針	平成21年度 目標効果額 (一般財源)
歳 出	内部努力		180
	人件費の抑制	○職員数の見直し ・H21までに1,700人を上回る削減 知事部局・警察本部（警察官を除く）等 770人程度 教育委員会 960人程度 ○給与等抑制措置 ○諸手当見直し等	139
	内部管理経費の削減	○事務事業総点検の結果等に基づく削減 ・施設管理水準の見直し・経費抑制等 ・旅費、物品調達方法の見直し等	41
	施策の見直し		180
	普通建設事業費等の削減	○公共事業の計画的削減 ・補助公共をH18当初に比べ35%削減 ・単独公共（建設）をH18当初に比べ35%削減 ・単独公共（維持）をH18当初に比べ17.5%削減 ・直轄事業負担金をH18当初に比べ17.5%削減 ○公共事業以外の投資的経費を計画的にH18当初に比べ35%削減	116
	事務事業の見直し	○事務事業総点検の結果に基づく削減 ・必要性・有効性・効率性の視点から事業の徹底見直し、情報システム最適化、契約見直し等 ・義務的補助金に準ずる補助金等の見直し	64
歳入	歳入の確保	○収入未済額の縮減、財産売払収入の確保等	30
合 計			390

<参考>

〈財政収支見通し〉

(単位：億円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1. 財源不足額	▲632	▲639	▲635
2. 財政健全化対策	211	299	390
3. 財源対策（従来分）	① 行政改革推進債・退職手当債等	283	255
	② 財源調整的基金の取崩し	133	0
4. 臨時の財源対策	① 特定目的基金のさらなる活用	5	85
5. 差引	0	0	0

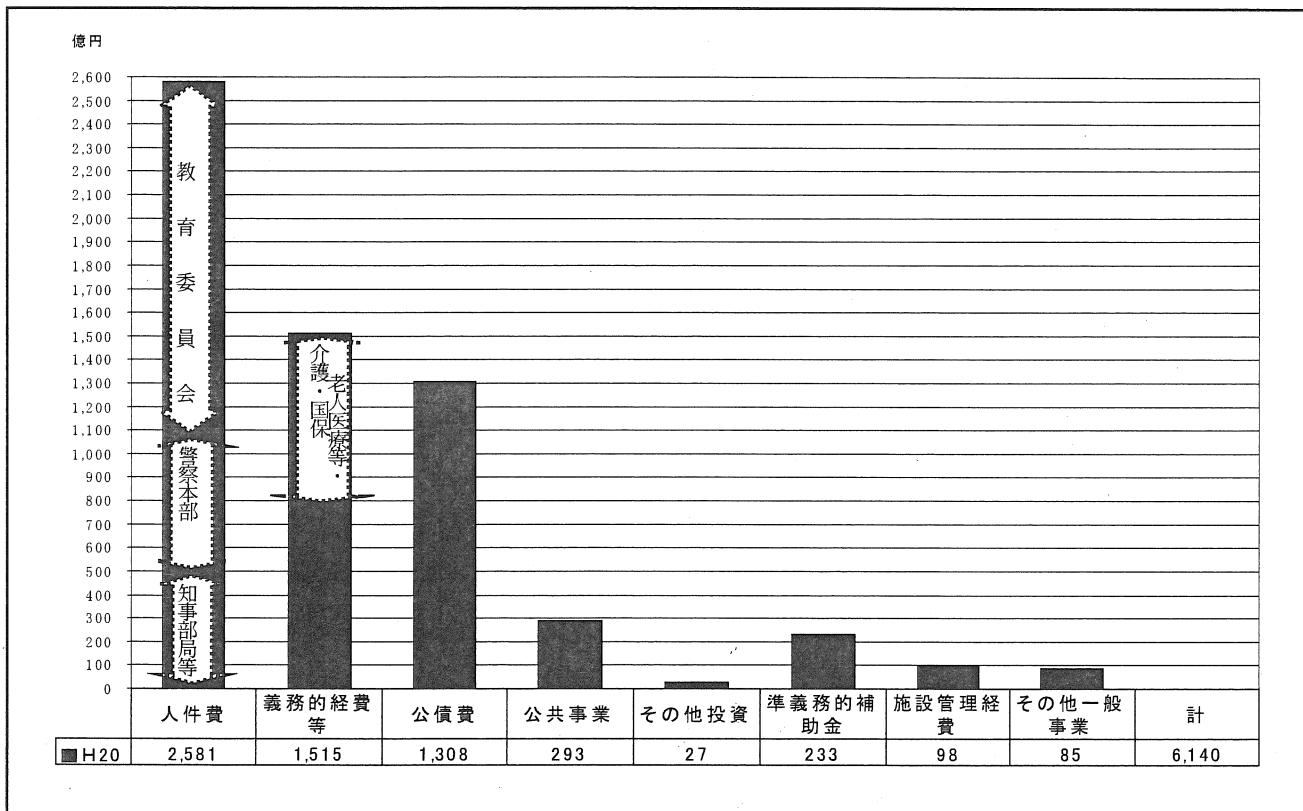
〈指標〉

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
6. 基金残高（H18末：190億円）	57	57	52

広島県の財政状況 Q&A

【Q1】 本県の歳出構造（一般財源ベース）はどのようになっていますか？

- 平成20年度当初予算での、歳出の経費区分別内訳（一般財源ベース）は、人件費、義務的経費等及び公債費で全体の88.0%を占めており、財政の硬直化が進んでいます。（※H2決算時65.7%）

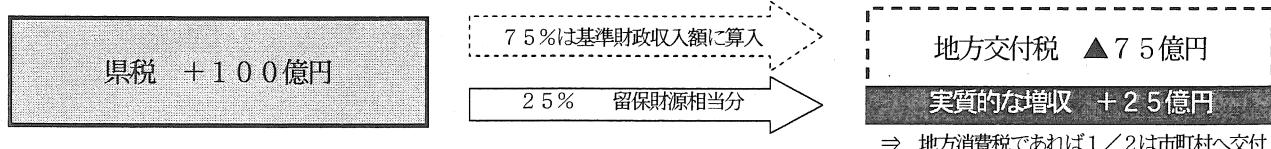


注) 義務的経費等の数値は、市町税交付金等 804 億円を除いたものである。

- ・ 義務的経費等…福祉医療関係費等、法令等に基づき支出する義務がある経費
- ・ その他投資…公共事業以外の大規模建設事業等に要する経費
- ・ 準義務的補助金…義務的経費に準じる補助金（私学振興補助金、単県福祉医療公費負担、小規模事業指導費補助金等）

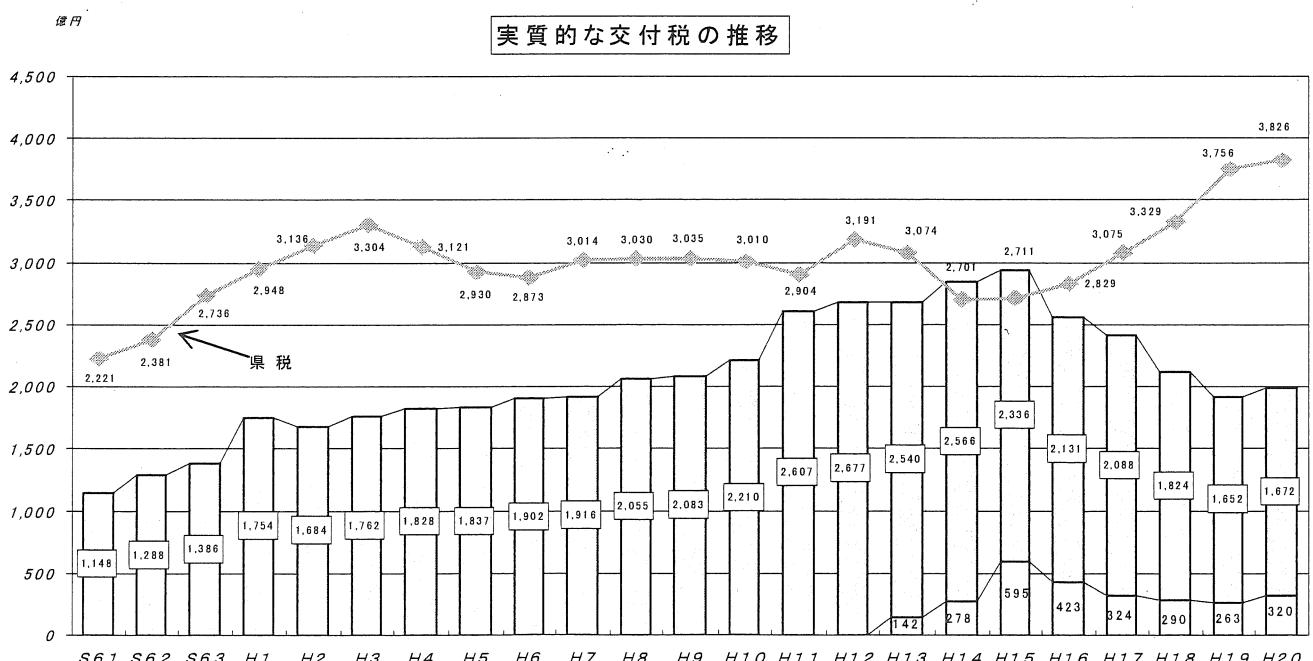
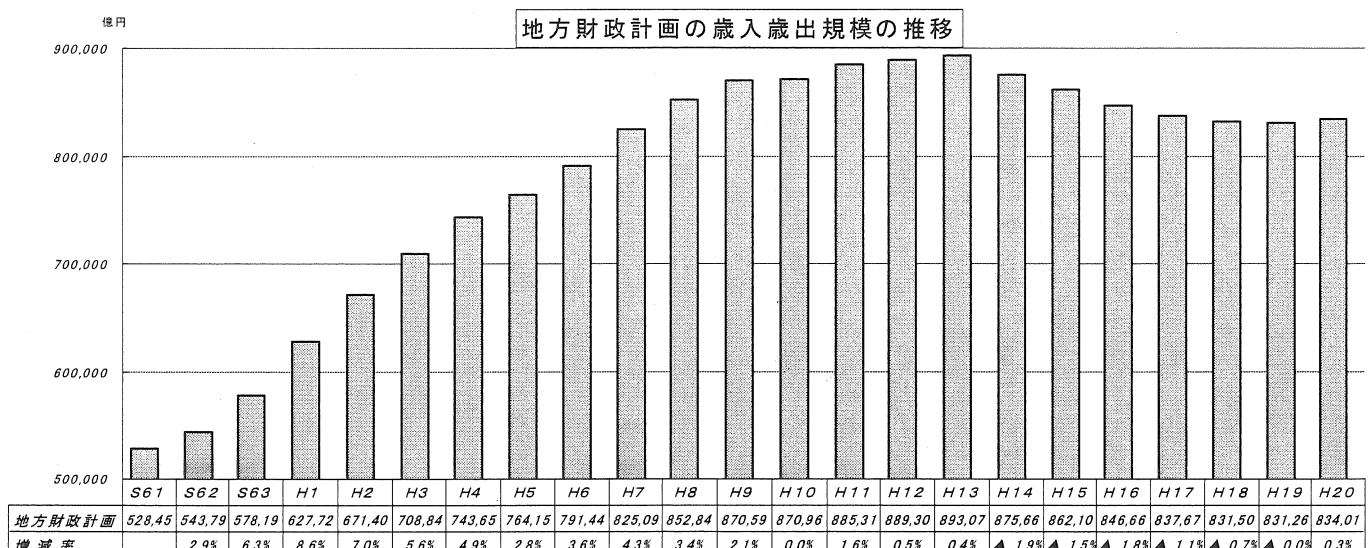
【Q2】 税収の増減により、財政收支はどうなるのですか？

- 仮に、県税が100億円増加した場合、地方交付税の基準財政収入額に75%がカウントされ、交付税が75億円減少するため、実質的には、留保財源である25%相当の25億円しか增收にならない仕組みとなっています。
- また、地方消費税、自動車取得税、利子割などの税が増加した場合は、歳出（市町村への税交付金）が増加するため、実収入はさらに少なくなります。



【Q3】 地方交付税、臨時財政対策債は、どのくらい削減されたのですか？

- 平成16年度から18年度に行われた3年間の三位一体改革期間中に、地方交付税及び臨時財政対策債の合計（実質的な交付税）が削減され、全国では△5.1兆円、本県分は△834億円（※H15決算とH18当初予算との比較）の大幅減となりました。
また、平成19年度当初予算まで含めると、本県分は△1,016億円もの減額となっています。
なお、平成20年度当初予算においては、地方再生対策費の増等により、前年度より増加となっています。
- 実質的な交付税の削減は、県税収入の増加または地方財政計画で算定される行政需要の減少により行われるため、理論上は交付税が削減されても財政運営には影響がない仕組みとなっています。
- しかしながら、平成16年度に、三位一体改革により、県税収入や行政需要とはあまり関係なく、本県の実質的な交付税が大幅に削減されたため、財政運営に大きな支障をもたらしています。



【Q4】 実質公債費比率とは何ですか？

■ 実質公債費比率とは

税収や交付税収入などに対して、起債の元利償還金の実質的負担額が占める比率で、この指標が高いほど、財政構造の硬直度が高いことを示します。従来用いられていた「起債制限比率」は、一般会計における公債費の状況を指標化したものであったのに対し、実質公債費比率は、①公営企業繰出金のうち元利償還金に充てるものなど、元利償還金に準ずるものを算入対象に追加したり、②起債の満期一括償還のために積み立てる減債基金について、積立額を全国統一ルールで公債費として算入するなど、県全体の公債費の状況を指標化したものと言えます。

＜実質公債費比率の算定式＞

$$\frac{\text{起債の元利償還金の実質的負担額}}{\text{税収・交付税収入等}} \rightarrow \frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \quad (\text{過去3ヵ年平均})$$

A：一般会計の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：一般会計の元利償還金に準ずるもの（公営企業繰出金（元利償還金相当）、減債基金積立額等）

C：一般会計の元利償還金等に充てられる特定財源

D：普通交付税の基準財政需要額に算入された元利償還金

E：標準財政規模（標準税収入額 + 普通交付税額の額）

F：臨時財政対策債発行可能額

平成18年度から地方債の許可制度が協議制度に移行し、国の許可がなくても地方債を発行できるようになりましたが、実質公債費比率が18%以上になると、従来どおり国の許可が必要となります。さらに、25%以上になると補助事業などの限られた事業しか起債できなくなります。

また、これまで東京都や横浜市など一部団体を除き、同じ条件で発行されていた市場公募債が、平成18年9月以降、順次、各団体が個別に条件を決定する方式に移行しています。実質公債費比率が高い団体は、今後、地方債発行にあたり、市場からの評価によっては、他の団体に比べて高い利率となるなど、条件が悪化する懸念があります。

■ 全国状況

19年度（H16～18の3ヵ年平均）における本県の実質公債費比率は15.6%で、全国ワースト14位と高い水準にあります。

～実質公債費比率ワースト順位～

実質公債費比率18%以上
起債に許可が必要な団体

（単位：%）

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	14位	16位
北海道	兵庫県	長野県	島根県	岡山県	佐賀県	高知県	大阪府	富山県	宮城県	徳島県	秋田県	山形県	福井県	広島県	茨城県
20.6	19.6	19.2	18.1	17.8	17.3	16.9	16.7	16.3	16.2	16.1	16.0	15.9	15.6	15.6	15.5
17位	17位	17位	21位	22位	24位	24位	26位	27位	28位	29位	30位	30位	30位	32位	
鹿児島県	新潟県	栃木県	東京都	岩手県	埼玉県	香川県	青森県	愛媛県	岐阜県	福岡県	千葉県	滋賀県	熊本県	石川県	山梨県
15.2	15.2	15.2	15.2	15.1	15.0	15.0	14.6	14.6	14.4	13.8	13.7	13.6	13.4	13.4	13.2
33位	34位	34位	36位	37位	37位	39位	40位	40位	40位	43位	44位	45位	46位	47位	
鳥取県	奈良県	山口県	三重県	愛知県	静岡県	福島県	大分県	宮崎県	沖縄県	長崎県	京都府	和歌山县	群馬県	神奈川県	
13.0	12.6	12.6	12.5	12.4	12.4	12.3	11.8	11.8	11.8	10.9	10.7	10.3	10.2	9.8	

※数値は本県の調査によるものであり、今後変更があり得る。

■ 本県指標の推移

単年度の実質公債費比率は、改善傾向にあります。今後も県債発行抑制に努め、持続可能な財政構造の構築に取り組む必要があります。

＜単年度の実質公債費比率＞ H15：16.9% H16：16.5% H17：14.9% H18：15.7%

【Q5】 プライマリーバランスの推移は。今後はどうなるのですか？

■ プライマリーバランスの定義

○ 広島県の定義

※ プライマリーバランス：元金償還額と県債発行額（臨時財政対策債などを除く）とのバランス

黒字：元金償還額 > 県債発行額 ⇒ 県債残高が減少

赤字：元金償還額 < 県債発行額 ⇒ 県債残高が増加

○ 参考：国（財務省）の定義（基礎的財政収支）

※ 基礎的財政収支：県債を除く税収等の歳入と元利償還額を除いた歳出とのバランス

黒字：歳入（県債除く）> 歳出（元利償還金除く）⇒ 支出を新たな借入に頼らず賄えている

赤字：歳入（県債除く）< 歳出（元利償還金除く）⇒ 支出を新たな借入に依存

■ プライマリーバランスの目的

平成16年11月策定の「第二次中期財政運営方針」において、プライマリーバランスの早期黒字化を財政健全化の基本目標の一つとして掲げています。

持続可能な財政構造を確立するためには、プライマリーバランスの早期黒字化により、将来の県債残高の抑制を図ることが、極めて重要です。

■ プライマリーバランスの推移

当初予算段階でのプライマリーバランスは、16年度以降、地方財政計画において地方交付税が削減され、投資的経費に充てる地域再生事業債が新設されたことなどにより赤字となっていました。

しかし、これまで財政健全化に取り組んできた成果として、平成20年度当初予算においては、昨年度の10億円を上回る、59億円の黒字化を実現し、全額交付税措置される臨時財政対策債などを除いた実質的な県債残高を減少させることができました。

今後は、年度途中に発生する災害への対応などにより、県債を追加発行せざるを得ない状況であることから、決算ベースでのプライマリーバランスの黒字化が、引き続きの課題です。

※元金償還金、県債発行額とも、臨時財政対策債、減税補てん債等に係るものは除く。

区分		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
当初予算	元金償還額 A	1,029	1,032	971	916	944	1,055	963
	県債発行額 B	1,018	1,021	1,049	1,012	1,021	1,045	904
	プライマリーバランス A-B	11	11	▲ 78	▲ 96	▲ 77	10	59
決算	元金償還額 A	964	1,012	940	903	943	1,055	
	県債発行額 B	1,466	1,311	1,263	1,129	1,067	1,127	
	プライマリーバランス A-B	▲ 502	▲ 299	▲ 323	▲ 226	▲ 124	▲ 72	

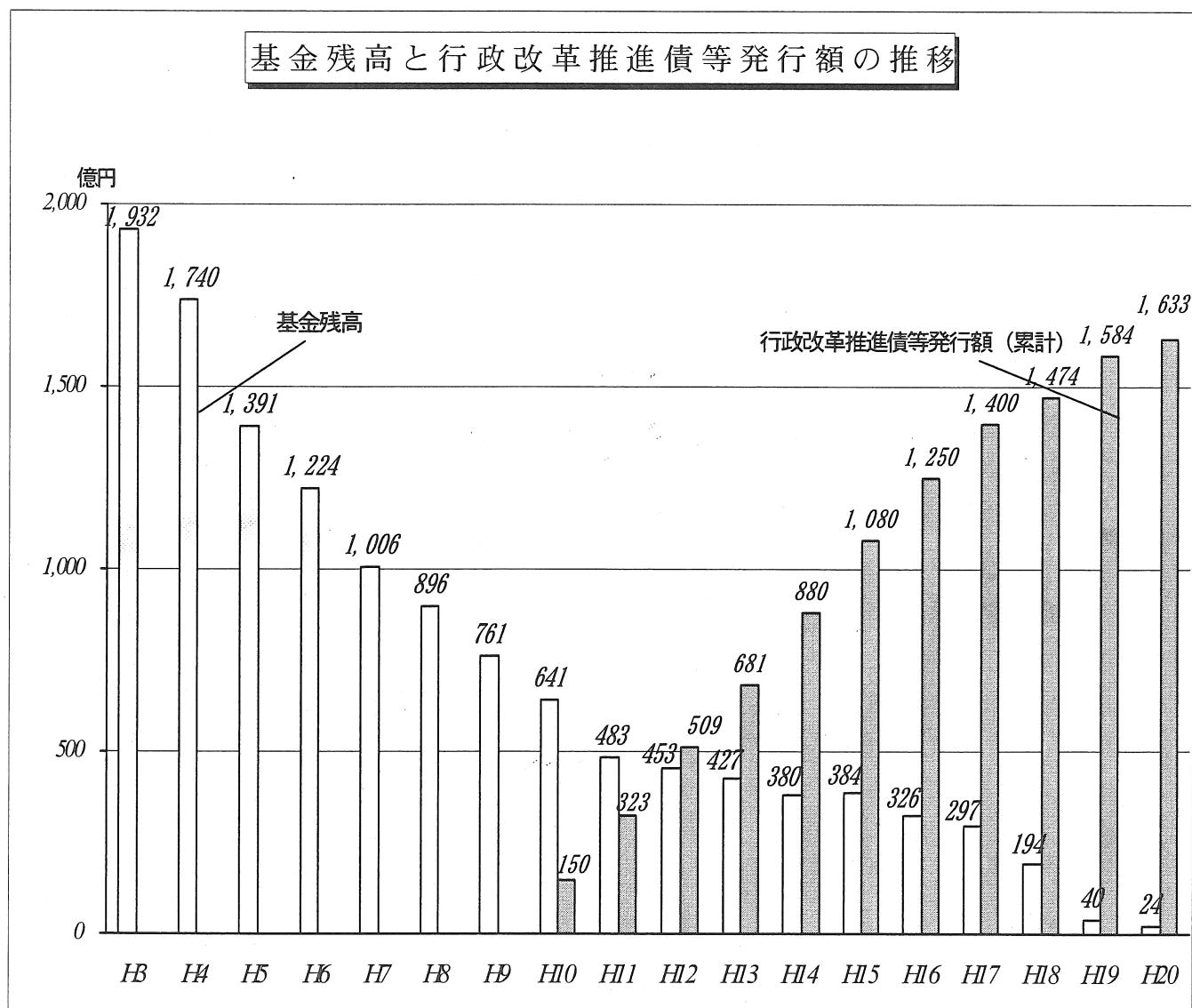
■ 今後の取組み

県債残高を減らすためには、さらなる県債発行の抑制が不可欠です。

【Q6】 基金の現状はどのようになっているのですか？

- 財源調整的基金は、ピーク時の平成3年度末1,932億円が、平成20年当初予算では24億円程度まで減少しています。
- 基金は、当初予算段階ではほとんど取崩して、ほぼ底をついた状態となり、基金残高の確保は、いよいよ困難になってきています。
- また、行政改革推進債のような財源確保のための起債は、制度上発行可能額が減少しています。

基金残高と行政改革推進債等発行額の推移



【Q 7】 活用が可能な基金はないのですか?

- 基金は、それぞれ特定の目的のために資金を積み立てるなど、設置目的に沿って管理しています。
- 今後、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、その目的を達成したと認められる基金については廃止を含め見直しを検討する必要がありますが、特定目的のための基金の廃止・取り崩しなどの財源対策効果は一過性のものであり、根本的な財源不足の解消には至りません。

基 金 の 状 況 (平成 20 年 3 月末 現在)

(単位: 億 円)

性 質 別 分 類	基 金 名	現 在 高 (現 金)	基 金 設 置 目 的(積 立 財 源)	
I. 単県による基金 〔国庫補助なし〕 〔国の施策に基づき、特定の目的の為に単県にて実施しているもの〕	1. 積立基金 ①財源調整を使途とするもの 〔特定の目的のために積み立てた基金であり、各条例により定められた使途にしか活用できない〕	財政調整基金 減債基金(通常分)	67 128	財源不足時の財源補てん(一般財源) 財源不足時の県債の償還(一般財源)
	② 特定目的のために活用するもの	地域福祉基金 地域づくり振興基金 大規模事業基金 瀬戸内海大橋建設基金 県庁舎整備基金 港湾整備事業基金 大規模社会福祉施設等建設基金 産業廃棄物抑制基金 県立産業会館施設設備整備基金 社会教育振興基金 県営林事業費基金 ③ 義務的な経費に充てるもの	37 14 51 0 151 17 33 11 6 1 0 11 653	地域福祉の向上を図るための事業(交付税) ※一部基金からの貸付有 市町村が自ら推進する地域づくり事業の助成(交付税) 県政発展の基盤となる大規模事業の推進(一般財源) ※一部基金からの貸付有 瀬戸内海大橋の建設促進(一般財源) 県庁舎の整備(一般財源) 港湾の整備(財産収入／土地売却収入、使用料) 大規模社会福祉施設等の建設(法人県民税超過課税分) 産業廃棄物の適正な処理に関する施策(産業廃棄物埋立税) 県立産業会館の施設及び設備の整備(使用料、財産収入) 社会教育施設の設備の整備(寄付金、一般財源) 県営林事業の財源不足時の財源補てん(使用料、財産収入／立木売払収入) 災害救助及びそのための資材の備蓄(一般財源) 満期一括方式により発行した公募債・緑故債の償還(一般財源)
	2. 定額運用基金 〔一定額の原資金を運用することにより特定の事業等を運営するために設けられた基金〕	市町振興基金 みどりと景観の基金 土地開発基金 美術品等取得基金 民間社会福祉事業振興基金	88 12 15 4 4	市町村等が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金を貸付(寄付金、一般財源) 自然環境保護のために必要な土地の取得又は地域の景観形成活動の推進(一般財源) 公用地等の先行取得(交付税、一般財源) 県立美術館の美術品及び美術に関する資料の取得 社会福祉団体に対する社会福祉施設の整備に必要なつなぎ資金の貸付(一般財源)
II. 国の施策による基金 〔国庫補助あり〕 〔国の施策に基づき交付された補助金を積み立てた基金であり、施策目的に合致する事業しか活用できない〕	介護保険財政安定化基金 障害者自立支援特別対策事業基金 中山間ふるさと・水と土の保全基金 中山間地域等直接支払事業基金 環境保全基金 国民健康保険広域化等支援基金 森林整備地域活動支援事業基金	41 20 12 14 4 2 1	市町村の保険財政が悪化しないように資金の交付又は貸付(国庫) 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営を図るために事業(国庫) 中山間地域における土地改良施設の維持管理経費等への助成(国庫、一般財源) 中山間地域等直接支払交付金を農業者等に交付(国庫) 地域環境保全に関する普及啓発及び環境保全活動(国庫、一般財源) 国民健康保険事業の運営の広域化及び財政の安定化に資する事業(国庫) 森林整備地域活動支援交付金を森林所有者に交付(国庫)	
	合 計	1,395		

【Q8】 広島県が倒産することはあるの。財政健全化団体・財政再生団体とは何ですか？

■ これまで、「地方財政再建促進特別措置法」の基準により、歳入欠陥（赤字）が標準財政規模の5%超となった都道府県（市町村は20%超）が、議会の議決を経て総務大臣に申出を行った場合、民間企業で言えば「倒産」にあたる「財政再建準備団体」となっていました。

しかし、平成19年6月15日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が新たに成立し、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率

などが新しい指標となりました。

今後は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、これらの指標が早期健全化基準に満たなければ「財政健全化団体」となり、財政健全化計画の下で建て直しを図ることとなります。

また、財政再生基準に満たなければ「財政再生団体」となり、財政再生計画の下で建て直しを図ることとなります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

【健全化判断比率の公表等】

■ 地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、かつ公表しなければならない。

- ①**実質赤字比率**（一般会計等の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ②**連結実質赤字比率**（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③**実質公債費比率**（地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
- ④**将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【財政の早期健全化】

- 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、県にあっては総務大臣に、市町にあっては知事に報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は知事は、必要な勧告をすることができる。

【財政の再生】

- 再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、総務大臣に（市町は知事を経由して）報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。
- 計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き地方債の起債ができない。
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等必要な措置を勧告できる。

【公営企業の経営の健全化】

- 公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

【Q9】 財政健全化団体・財政再生団体になればどのような影響があるのですか？

- 財政健全化団体になると、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。また、早期健全化が著しく困難と認められるときは、国から必要な勧告を受けることとなります。
- 財政再生団体になると、財政再生計画を議会の議決を経て定め、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する必要があります。この計画は総務大臣の同意がなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限されます。(総務大臣の同意があれば再生振替特例債の起債が可能となります。)
また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更等を勧告されるなど国の関与による再生を迫られる状況となります。

過去の事例

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政健全化・財政再生の具体的な事例はまだないので、前身の法律である「地方財政再建促進特別措置法」による財政再建の最近の事例を挙げると次の通りとなります。

※ 福岡県赤池町の財政再建計画での具体的措置 (H3～H12)

人件費

- ・ 行政組織の統廃合 15課1室→12課1室
- ・ 職員数の削減 ③113人→⑩101人
- ・ 給与水準の引下げ ラスパイレス指数 ②98.2→⑪87.4、給与の据置、諸手当の削減 など

事業費の抑制

- ・ 国、県から助成される補助事業以外の原則禁止
- ・ 必要最小限まで事業費の抑制 (各団体助成金を類団で一番低い額に引下げ～商工会▲60%、社会▲45%) など

歳入増

- ・ 水道料金、町営住宅家賃、各種施設使用料等の大幅引上げ、町の助成・減免措置廃止 (20%前後アップ) など

※ 北海道夕張市の財政再建計画での具体的措置 (H18～H36)

人件費

- ・ 行政組織の統廃合 5部17課30係→7課20係
- ・ 職員数の削減 H18 269人 → H21 134人→ H22 103人
- ・ 給与水準の引下げ 平成19年度から平均で30%削減、諸手当の削減 など

事業費の抑制

- ・ 住民生活に必要な事務事業以外は、原則として中止・縮小。補助金の支出は原則取りやめ。
- ・ 経常的経費は全国で最も効率的に運営する市町村と同程度になるよう抜本的な見直し。
- ・ 投資的事業は真に必要な事業以外行なわない。 など

歳入増

- ・ 市税率は法令上の上限を基本。公営住宅使用料の滞納整理。使用料・手数料の適正化。ごみ処理手数料新設。など

☆☆☆財政用語一覧☆☆☆

用語		説明																											
あ行	依存財源	地方交付税、国庫支出金、県債など、その額と内容が国の基準によるものや、国の許可を必要とするものをいいます。																											
	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計で、地方公共団体の会計の中心をなすものです。																											
	一般財源	使途に制限のない財源で、地方公共団体が自主的にその使途を決定できるものをいいます。地方税・地方譲与税・地方交付税などが該当します。																											
	一般財源総額	地方財政計画上の扱いで、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、減税補てん特例交付金、減税補てん債、地方譲与税(所得譲与税を除く)の合計をいいます。																											
	縁故債 (銀行等引受債)	銀行などの金融機関や共済組合などの資金を借り入れる地方債の総称をいいます。その他:公的資金(財政融資資金、公営企業金融公庫資金など)																											
か行	起債制限比率	公債費の財源に充てた一般財源が標準財政規模に占める比率で、これまで国が地方債発行を許可する基準になっていました。現在では、実質公債費比率が地方債発行を許可する基準となっています。																											
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、法令や性質により支出が義務づけられた経費をいいます。人件費、扶助費及び公債費が該当します。																											
	経済対策	いわゆる、景気回復のために実施される政策をいい、公共事業の推進、地方単独事業の推進、中小企業対策などが行われます。過去の主な国の経済対策事業費及び県の対応額については、次のとおりです。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国の経済対策(事業規模)</th> <th>県の対応(補正額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td> <td>10.7兆円</td> <td>653億円</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>34.5兆円</td> <td>553億円</td> </tr> <tr> <td>7年度</td> <td>14.2兆円</td> <td>660億円</td> </tr> <tr> <td>10年度</td> <td>43.6兆円</td> <td>1,275億円</td> </tr> <tr> <td>11年度</td> <td>18.0兆円</td> <td>423億円</td> </tr> <tr> <td>12年度</td> <td>11.0兆円</td> <td>320億円</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>10.0兆円</td> <td>349億円</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>4.4兆円</td> <td>235億円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	国の経済対策(事業規模)	県の対応(補正額)	4年度	10.7兆円	653億円	5年度	34.5兆円	553億円	7年度	14.2兆円	660億円	10年度	43.6兆円	1,275億円	11年度	18.0兆円	423億円	12年度	11.0兆円	320億円	13年度	10.0兆円	349億円	14年度	4.4兆円	235億円
区分	国の経済対策(事業規模)	県の対応(補正額)																											
4年度	10.7兆円	653億円																											
5年度	34.5兆円	553億円																											
7年度	14.2兆円	660億円																											
10年度	43.6兆円	1,275億円																											
11年度	18.0兆円	423億円																											
12年度	11.0兆円	320億円																											
13年度	10.0兆円	349億円																											
14年度	4.4兆円	235億円																											
形式収支		歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いたものです。																											
経常経費		法令などにより、毎年度義務的に支出する経費及び人件費や施設の維持管理に要する経費など、経常的に支出される経費をいいます。																											
経常収支比率		財政構造の弾力性(ゆとり)を判断する代表的な指標になります。 義務的経費が、県税や地方交付税など固定的に入る収入に占める割合のことです。数値が低いほど弾力的で自由に使える財源があることになります。																											
経常収入		法令などで規定されており、毎年度経常的に収入される財源で、地方税、地方交付税、使用料・手数料などの収入をいいます。																											
県債依存度		歳入総額に占める地方債(県債)の割合をいいます。																											
減債基金		地方債の償還を計画的に行なうため、償還資金を積み立てる目的の基金をいいます。																											
公営事業会計		地方公共団体が企業として運営する事業の会計をいいます。本県には、公営事業会計として分類されるものに、病院事業、工業用水道事業、土地造成事業、水道用水供給事業、電気事業、港湾整備事業、流域下水道事業の7つの会計がある。																											
か行	恒久的減税	一定期間を定めて行なう特別減税に対して、税率の引き下げや税率の適用区分を変更するなど、減税の効果が半永久的に続く減税方法をいいます。																											

	公債費	地方債の元金返済や利子の支払いなどに要する経費をいいます。
	公債費比率	標準税率を適用した税収入額と普通交付税を合算した額に対する地方債元利償還金の割合のことをいいます。通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、10%を超えないことが望ましいとされています。
	公債費負担比率	地方公共団体が自由に使途を決められる一般財源のうち、どの程度が借金の償還(公債費)に充てられているかを示す指標をいいます。この比率が高ければ、財政運営の硬直化が進んでいます。
さ行	財政再建団体	地方税、地方交付税、地方譲与税を合わせた標準財政規模の5%以上の赤字が単年度で発生した場合、地方財政再建促進特別措置法により財政再建団体(赤字団体)となります。(平成20年4月1日からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政健全化団体・財政再生団体による取組となる。) 予算の編成、執行が国の管理の下で行われるため、人件費の削減、国の基準を超える事業や県独自の事業などの縮小・廃止など極めて厳しい措置を講じなければならなくなり、県民生活へも深刻な影響を与えることになります。
	財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいいます。 計画的な財政運営を行なうために、財源に余裕のある年度に積立て、不足が生じる年度に活用します。
	実質収支	形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものです。(当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額のことです。)
	財政力指数	基本的な財政需用に対する収入の割合で、団体の財政力の強弱を示す指標になります。指数が高いほど自ら調達できる財源が多く、財政の自主性、自由度が高くなります。
	財政健全化債 (行政改革推進債)	地方公共団体が自主的に財政健全化に取組む場合、行財政改革による経費節減などにより、将来における財政負担の軽減効果額の範囲内で特別に発行できる地方債をいいます。平成18年度からは行政改革推進債に変更になりました。 ○広島県の発行額 H10:150億円、H11:173億円、H12:186億円、H13:171億円、H14:200億円 H15:200億円、H16:170億円、H17:150億円、H18:74億円 H19(最終補正後):110億円:H20(当初予算)49億円
	三位一体改革	国庫負担金の廃止・縮減、国から地方への財源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革する取り組み(H15~H18)をいいます。
	資金手当債	財源不足額を補てんするために通常の地方債が充てられる範囲(充当率70~90%)を超えた隙間部分(30~10%)に、特別に認められる地方債をいいます。
	実質公債費比率	元利償還金の水準を図る指標で、地方税や地方交付税などの標準財政規模を分子に、公営企業繰出金(元利償還金相当)を加えた公債費を分子とする指標をいいます。この比率が18%を超えた場合、これまでどおり起債の発行に国の許可が必要になります。
	実質単年度収支	単年度収支に、当該年度において財政調整基金に積み立てた積立金及び地方債の繰上償還金を加え、当該年度において財政調整基金を取り崩した額を差し引いたものです。
	市場公募債	地方公共団体が国(国債)や民間企業(社債)などと同様に、債券を広く公募して資金の調達を行う地方債をいいます。個人でも1万円単位から購入することができます。
	自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源をいいます。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、寄付金等が該当します。
	人件費	一般職員・教育職員・警察職員の給与費、共済費等、知事・副知事・出納長・教育長等の給与費、議員報酬、退職手当等の経費のことをいいます。
た行	単年度収支	当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。

	地方交付税	地方公共団体の自主性を損なわずに財源の均衡化を図るため、国税5税の一定割合を財源の不足する団体等に交付する地方団体共有の固有財源をいいます。 団体間の財政力格差を地方交付税の適正な再配分を通じて調整する財源調整機能と、客観的な基準の設定を通じて配分し、計画的な財政運営を可能にする財源保障機能があります。
	地方財政計画	国の予算に対して、約1,900の地方公共団体を一つの財政主体として捉え、その歳入歳出の状況を明らかにしたもの。この計画は、地方公共団体の財政運営の指針、地方財源の保障、国の予算・施策等との整合性の確保などの役割があります。
	地方債（県債）	道路、橋りょうや学校などの公共施設の建設事業の財源について、単年度ではなく、耐用年数に準じて、将来の住民にも応分の経費を分担させるために、年度を超える長期の借入金をいいます。
	地方債協議制度	地方公共団体の自主性をより高める観点から、従来の地方債許可制度に代わって、原則として地方債の発行を自由とする制度をいいます。
	地方譲与税	国税として徴収され地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
	投資的経費	公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの（社会資本の形成）に支出される経費をいいます。普通建設事業費と災害復旧事業費が含まれます。
	特定財源	国庫支出金、県債など、その使途が特定されているものをいいます。
	特別会計	特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理を行う会計のことをいいます。
	特別交付税	各地方公共団体の特殊事情により、特別に生じた財政需要に対して交付されるもので、普通交付税を補完する役割を果たすものです。
は行	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費をいいます。
	普通会計	一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせて、1つの会計とみなしたもの。その決算額は、各会計相互間の繰り入れ、繰り出しに係る重複額を差し引いた純計額をいいます。全国的な統計は、普通会計ベースで行うので、他県比較などの時に使われるものです。
	普通建設事業	道路、橋りょう、公園、農業関係等の公共事業、学校、庁舎など公共・公用施設等の建設、用地取得等に使用される経費をいいます。
	普通交付税	地方公共団体が標準的な行政を行うのに必要とし、合理的手段によって算定されたあるべき行政需要の額（基準財政需要額）と、同じく合理的手段によって捕そくされたあるべき収入額（基準財政収入額）との差額が交付されるものです。
	物件費	印刷・消耗品費・光熱水費などの需用費、通信運搬費などの役務費、旅費、備品購入費などの経費をいいます。
	法人県民税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、資本金の額等により税額が決まる均等割と、国税である法人税の額を課税標準として税額が決まる法人税割があります。
	法人事業税	県内に事務所・事業所などを有する法人に課税される税金で、各事業年度の所得や収入金額を課税標準として税額が決まります。 このため、税収が景気動向に左右されやすいといえます。
	補助費等	市町村や団体への各種負担金・補助金などの経費をいいます。

は行	骨太の方針	<p>国では、平成13年6月「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」を閣議決定しました。この方針を「骨太の方針」といいます。</p> <p>その後、平成14年の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(骨太の方針2002)」をはじめ毎年、骨太の方針が示されています。最近では、「経済財政改革の基本方針2007(骨太の方針2007)」を閣議決定し、地方財政を含む歳出改革の概要等が示されています。</p>
ら行	臨時財政対策債	<p>地方交付税の振替として発行する特例的な地方債をいいます。</p> <p>地方財政計画上の収支不足は、従来、交付税特別会計で借入れ、交付税で措置されてきました。しかし、平成13年度から、負担の明確化、透明化等を図るため、特会借入方式を見直し、収支不足を国と地方が折半して負担することとなり、この地方負担分を賄うために発行されることとなったのが臨時財政対策債です。</p> <p>元利償還金相当額は、後年度、全額を交付税に算入されることとなっています。</p> <p>○発行実績 H13:142億円、H14:278億円、H15:595億円、H16:423億円 H17:324億円、H18:290億円:H19(最終見込):263億円、H20:320億円</p>